

第2章 総論

1 数値目標の進捗状況

現行計画における5疾病・5事業及び在宅医療の全数値目標181項目の進捗状況は、次のとおりです。

現時点では、計画施行日以降のデータが公表されておらず、評価できないものが多いですが、既に目標を達成しているものや目標時点が経過しているものなど、59項目の数値目標について見直すこととしました。

疾病・事業		進捗状況	見直し項目等
5 疾 病	がん（18項目）	◎：1項目 ○：6項目 ●：6項目 △：0項目 ×：1項目 －：4項目	・現行計画における数値目標を引き続き数値目標とします。
	脳卒中（14項目）	◎：0項目 ○：0項目 ●：0項目 △：0項目 ×：0項目 －：14項目	・全ての数値目標について、計画施行日以降のデータがないため、評価できません。
	心筋梗塞等の心血管疾患（16項目）	◎：0項目 ○：0項目 ●：0項目 △：0項目 ×：0項目 －：16項目	・全ての数値目標について、計画施行日以降のデータがないため、評価できませんが、「退院患者平均在院日数（虚血性心疾患）」については、平成29年度の値において数値目標を達成しているため、見直しを行いました。
	糖尿病（9項目）	◎：4項目 ○：0項目 ●：1項目 △：0項目 ×：1項目 －：3項目	・現行計画における数値目標を引き続き数値目標とします。
	精神疾患（30項目）	◎：3項目 ○：2項目 ●：5項目 △：2項目 ×：1項目 －：17項目	・現行計画における数値目標を引き続き数値目標とします。

5 事 業	救急医療（3項目）	◎：1項目 ○：1項目 ●：0項目 △：0項目 ×：1項目 －：0項目	・「交通事故死者数」について、最新値は目標値を達成しており、第11次愛媛県交通安全計画において、交通事故死者数の目標値が見直されたため、数値目標を変更しました。
	災害医療及び原子力災害医療（7項目）	◎：0項目 ○：2項目 ●：5項目 △：0項目 ×：0項目 －：0項目	・令和3年度時点の目標を設定している「全ての施設が耐震化された災害拠点病院の割合」及び「保健所長を補佐し、救護班等の派遣調整を行うロジスティック要員の数」について、令和5年度時点の目標値を再設定しました。
	へき地医療（2項目）	◎：0項目 ○：0項目 ●：1項目 △：0項目 ×：1項目 －：0項目	・現行計画における数値目標を引き続き数値目標とします。
	周産期医療（4項目）	◎：2項目 ○：1項目 ●：0項目 △：0項目 ×：1項目 －：0項目	・「妊産婦死亡率」を0とするよう数値目標を見直しました。 ・上記以外の数値目標については、現行計画における数値目標を引き続き数値目標とします。
	小児医療（24項目）	◎：1項目 ○：0項目 ●：0項目 △：1項目 ×：2項目 －：20項目	・現行計画における数値目標を引き続き数値目標とします。
在宅医療（54項目）	◎：12項目 ○：1項目 ●：4項目 △：7項目 ×：17項目 －：13項目	・全ての数値目標について、令和2年度時点の目標としていたため、令和5年度時点の目標値を再設定しました。	

※圏域ごとに目標を設定しているものは、圏域ごとに評価しています。

※在宅医療については、公表データがマスク処理されるなど、一部数値が不明確なものを除いて集計しているため、実際より評価が悪くなる傾向にあります。

2 ほかの計画との整合性

本県では、第8期愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を令和3年3月に策定しましたが、在宅医療や介護施設等の新たなサービス必要量について、医療サービスでの対応を目指す部分と介護サービスでの対応を目指す部分を協議の上、それぞれの責任を明確にすることにより、整合性を確保しています。

また、健康寿命の延伸等を図るため、「心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）」に基づき策定し、令和4年度から施行する愛媛県循環器病対策推進計画との調和を図るため、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患分野において、「健康寿命」を関連データ・数値目標に追加しました。

3 国の指針改正に伴う改正

医療計画の策定にあたっては、医療法のほかにも、国の定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」並びに「医療計画策定指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」を参考にすることとされています。

令和2年4月13日に改正された「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」では、5疾病・5事業及び在宅医療における現状把握のための指標例の見直し（以下、「指標例の見直し」という。）が次のとおり行われたため、合計18の指標を関連データに追加等することとしました。

疾病・事業		指標例の見直し内容等 ※下線のあるものについて関連データに追加等対応
5 疾 病	がん	・現在と同様の指標を継続使用
	脳卒中	
	心筋梗塞等の心血管疾患	
	糖尿病	・ <u>糖尿病患者の新規下肢切断術の件数の追加</u> ・ <u>1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数の追加</u>
	精神疾患	・ <u>依存症専門医療等機関（依存症専門医療等機関、依存症治療拠点機関）数の追加</u> ・ <u>摂食障害治療支援センター数の追加</u> ・ <u>てんかん診療拠点機関数の追加</u> ・精神科救急入院料を算定した病院数の追加 ・精神科救急医療施設（病院群輪番制、常時対応型）数、外来対応施設数及び身体合併症対応施設数の追加 ・精神科救急医療体制整備事業における受診件数の追加 ・精神科救急医療体制整備事業における入院件数の追加 ・地域平均生活日数へ変更 （現行）精神病床における退院後3・6・12ヶ月時点の再入院率 ・深夜・休日に初診後に精神科入院した病院数の削除 ・深夜・休日に初診後に精神科入院した患者数の削除 ・重点指標を各疾患の精神保健医療体制の高度化に資する指標及び拠点医療機関等の指標に変更 （現行）各疾患の入院及び外来診療している医療機関数

5 事業 業	救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター充実段階評価にS評価を追加 ・地域で行われている多職種連携会議の開催回数の追加 ・中核・高次の救急医療機関とその周辺の救急医療機関との間の病院間搬送件数の追加 ・救急車の受入件数の追加 ・救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間の追加
	災害時における医療	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数の追加 ・都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数の追加 ・「災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（警察、消防等）、公共輸送機関等との連携を行う災害訓練の実施回数」の指標に、関係機関として「保健所、市町村等」を追記 ・災害医療コーディネーター任命者数の追加 ・災害時小児周産期リエゾン任命者数の追加 ・災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率を指標から削除
	へき地の医療	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合の追加</u> ・<u>へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合の追加</u>
	周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数の追加</u> ・母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率の取得方法の変更 ・母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数の算出方法の変更 ・<u>災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標化</u> (現行) 災害時小児周産期リエゾン認定者数
	小児医療	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標として追加</u> ・<u>小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加</u> ・<u>小児の訪問診療を受けた患者数の追加</u> ・<u>小児の訪問看護利用者数の追加</u>
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加</u> ・<u>訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の追加</u> ・<u>機能強化型の訪問看護ステーション数の追加</u> ・在宅で活動する栄養サポートチーム（NST）と連携する歯科医療機関数の追加 ・<u>小児の訪問診療を受けた患者数の追加</u> ・<u>歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数の追加</u> ・<u>訪問口腔衛生指導を受けた患者数の追加</u> 	